

# 定 款

株式会社 エムティーアイ

# 定 款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社エムティーアイと称し、英文では、MTI Ltd. と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネット等の通信ネットワークを利用したデジタルコンテンツ配信サービス及び広告サービス並びにこれらに関するシステムの企画、開発、制作、販売、賃貸及び保守
2. デジタルコンテンツの企画、制作、加工、販売及び賃貸
3. インターネット等の通信ネットワークを利用した特定電子認証サービス、情報検索業務及び情報処理業務
4. コンピュータソフトウェアの企画、開発、制作、販売、賃貸及び保守
5. コンピュータハードウェア及びその周辺機器、電気通信設備・機器の企画、開発、製造、販売、賃貸及びこれらの設置施設の賃貸及び保守
6. 書籍、雑誌その他印刷物及び電子出版物の企画、制作及び販売
7. 音楽著作権の管理及び音楽著作物の利用の開発
8. 前号のほか、著作権、著作隣接権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の知的財産権及びパブリシティ権、ノウハウの取得、利用方法の開発、実施・利用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介
9. 生命保険の募集及び代理に関する業務
10. 損害保険の代理業務
11. 精密機械器具の企画、開発、製造、販売、賃貸及び保守
12. 日用品雑貨の企画及び販売
13. 化粧品の企画及び販売
14. 通信機器及びOA機器の販売、輸出入、賃貸、開発、製造、取付工事及び保守業務
15. 電気通信サービス、放送サービスの加入手続に関する代理店業務
16. 電気通信事業法による第2種電気通信事業
17. 広告及び宣伝に関する業務
18. 各種イベントの企画及び運営
19. CDその他の録音物、DVDその他のビデオグラム等の原盤の企画及び制作
20. 音楽ソフト、ビデオソフト及びDVDソフトの販売、輸出入及び開発
21. 楽譜の出版
22. 芸能人、音楽家、映画監督、脚本家、演出家及びスポーツ選手等の育成及びマネージ

## メント

23. 古物の売買及びフランチャイズチェーンシステムによるリサイクルショップの経営
24. 通信販売業務
25. 旅行業
26. 質屋業及び貸金業
27. 音楽、演劇、映画、スポーツ等各種催し物の入場券の受託販売
28. 不動産の売買、交換、賃借及びその仲介並びに所有、管理及び利用
29. ベンチャー企業への投資
30. 有価証券の保有及び売買
31. インターネット等の通信ネットワークを利用した電子取引決済事業
32. データベースの作成及び提供業務
33. 経営、労務、経理等に関する事務処理の代行業務
34. 医療及びヘルスケアに関するコンサルティング業務
35. 医療及びヘルスケア関連商品の輸出入、開発、製造及び販売
36. 医療及びヘルスケアに関する情報収集、分析及び情報提供
37. 医療及びヘルスケアに関する研究受託業務
38. 遺伝子検査・解析サービスの提供
39. 遺伝子検査・解析用具及び機器の販売
40. 遺伝子検査結果の解析業務
41. 資金移動業、電子決済等代行業及び銀行代理業
42. 電子マネー、仮想通貨その他の電子的価値情報及び前払式支払手段の発行
43. FinTech 事業に関するシステムの企画、開発、制作、販売、ライセンス及び保守
44. FinTech 事業に関する情報収集、分析及び情報提供
45. 気象の観測、データ収集、解析、予報及びその提供並びにこれらのデータを活用した対応策コンテンツの企画、制作、販売、ライセンス及び保守
46. AgriTech 事業
47. その他商業全般
48. 前各号に関するコンサルティング業務及び経営コンサルティング業務
49. 前各号に付帯又は関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

(機関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会

#### 4. 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

### 第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、179,040,000 株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(自己の株式の取得)

第 9 条 当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成及び備置きその他の株主名簿及び、新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株主の権利行使、株式及び新株予約権に関する取り扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第 3 章 株主総会

## (招集の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年12月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

## (定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年9月30日とする。

## (招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

## (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告及び監査報告を含む。）に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

## (決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

## (議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 前項の株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

## (員数)

第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

## (選任)

- 第19条 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ② 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

## (任期)

- 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

## (代表取締役及び役付取締役)

- 第21条 取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
- ② 取締役会の決議によって、取締役社長1名を定め、必要に応じて取締役副社長及び専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

## (取締役会の招集権者及び議長)

- 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。
- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

## (取締役会の招集通知)

- 第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

## (取締役会決議の省略)

- 第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

## (取締役会規程)

- 第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

## (報酬等)

- 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。

## (取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号の合計額とする契約を締結することができる。

## 第5章 監査役及び監査役会

## (員数)

第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。

## (選任)

第29条 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

## (任期)

第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

## (常勤の監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

## (監査役会の招集通知)

第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

## (監査役会規程)

第33条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

## (補欠監査役)

第34条 法令又は本定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ株主総会において補欠の監査役（以下「補欠監査役」という。）を選任することができる。

- ② 補欠監査役の選任決議の定足数は、第28条の規定を準用する。
- ③ 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- ④ 補欠監査役の選任決議の効力は、当該決議において短縮がされない限り、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項各号の合計額とする契約を締結することができる。

## 第6章 執行役員

(執行役員)

第37条 当会社は、取締役会の決議により、執行役員を置くことができる。

- ② 執行役員に関する事項は、取締役会において定める執行役員規程による。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第39条 当会社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。

- ② 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(中間配当)

第40条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年3月31日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

(沿革)

平成 8年 8月12日 成立  
平成 9年 6月26日 改正  
平成 9年12月29日 改正  
平成10年 3月 2日 改正  
平成10年12月28日 改正  
平成11年12月22日 改正  
平成12年12月22日 改正  
平成13年 1月 1日 改正  
平成13年 3月 1日 改正  
平成13年12月21日 改正  
平成14年12月20日 改正  
平成15年12月19日 改正  
平成16年 3月 1日 改正  
平成17年12月23日 改正  
平成18年12月23日 改正  
平成20年 4月 1日 改正  
平成21年 1月 5日 改正  
平成21年12月23日 改正  
平成22年 1月 6日 改正  
平成22年12月23日 改正  
平成24年12月22日 改正  
平成25年 4月 1日 改正  
平成26年 4月 1日 改正  
平成27年 4月 1日 改正  
平成27年12月23日 改正  
平成29年12月23日 改正